

ひまわり No.12

消防広報 平成23年(2011)2月18日

編集・発行 出雲市消防本部 消防総務課

TEL:(0853)21-2119(代)

e-mail:soumu@izumo119.or.jp

住宅用火災警報器に 待ったなし!!



設置期限まで
あと3ヶ月!!

里見香奈女流三冠が一日消防長



昨年8月18日、出雲市在住の里見香奈女流棋士が出雲市の「一日消防長」に任命され、消防職員への訓示や、今年の6月1日から設置が義務化される住宅用火災警報器の啓発活動に取り組んでいただきました。

消防本部では、設置に向け広報活動に取り組んでいますが、設置率はなかなか上がらない状況です。「待ったなし」災害はいつやってくるかわかりません。住宅用火災警報器の設置をお願いします。



住宅火災から身を守る！住宅用火災警報器

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器とは、天井や天井近くの壁に設置し、火災による煙または熱を自動的に感知して、警報音等により知らせるものです。

どんな種類があるの？

煙に反応する「**煙式**」と熱に反応する「**熱式**」があります。出雲市火災予防条例では「**煙式**」が必要となります。

どこに設置するの？

寝室として使用する部屋です。寝室が2階にある場合は、**階段の踊り場**にも設置が必要です。



管内での奏功事例

1階で発生した火災の煙を警報器が感知し、2階で就寝中の家人が警報器の音に気づき、早く避難できた。というように離れた場所の煙を感知し早期発見につながりました。



トラブルに要注意！

「設置しないと罰金をとられますよ。」などと言いき、高額な住宅用火災警報器を販売する業者がいます。怪しいと感じたら、すぐに購入せずに消防本部予防課（21-6921）または、最寄りの消防署へご相談ください。



消防長室だより

消防長 板倉 優

今回は「119番」通報のお話をします。

火災や、救急等が発生すると「119番」に電話をします。出雲市及び斐川町内であれば、出雲市消防本部の指令課につながります。「119番」の入電があるとはじめに「火災か救急」かを聞きます。同時に直近の消防署建物内全体に自動音（予告指令）が響き、隊員は即座に出動態勢に入ります。

指令課では、場所を特定する為に、住所・番地・世帯主（アパートなら建物名と部屋番号、屋外であれば近くの目標物）を聞きます。この情報は、出動部隊に同時に伝えられ、現場に直ちに向かいます。指令課では引き続き、状況を伺います。

救急の場合には、傷病者の状態を詳しく聞きます。こうした情報は、出動中の救急車に同時に伝達し、車内の救急隊員は現場での処置に必要な準備をします。指令課では、通報者に救急車が到着するまでの必要な対処を指導し、最後に通報者のお名前を伺います。

「119番」に電話をされる時は、誰もが不安な状況で、パニックになることもあります。そんなときは時間もとても長く感じてしまい、余計に慌ててしまいます。落ち着いて、一つひとつ正確な情報を伝えて頂くことをお願いします。

出雲市消防本部には、現在約50名の救急救命士がいます。救急業務の高度化は著しく、「早く搬送する」から「早く適切な処置をしてから搬送する」時代になっています。

救急隊員は傷病者の症状を正確に掌握し、その情報を病院に伝え、医師の指示のもとに必要な処置も行います。

出雲市消防本部では、県立中央病院と島根大学附属病院の医師と連携し、様々な事案を常に検証し、迅速な対応ができるように学習と訓練に励んでいます。

皆さまの期待に応えられるよう、今後も一層気を引き締めてがんばってまいります。

平成22年度 全国統一防火標語

「消したかな」あなたを守る 合言葉

3月1日（火）から7日（月）までの1週間全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。この運動は、これから春先にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる気候となるため、住民一人ひとりの火災予防に対する意識を高め、火災から尊い生命と大切な財産を守ることを目的に行われています。

この運動を機会に、家族や職場で防火について話し合い、家庭から職場から、そして地域から絶対に火災を起こさないよう心がけましょう。

住宅防火 命を守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために**防災製品**を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消火するため**住宅用消火器**を設置しましょう。
- お年寄りや、体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**を作りましょう。



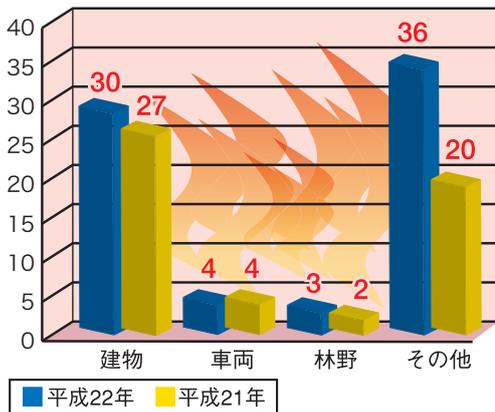
平成22年 災害統計



火災件数は増加 救急件数は減少



火災件数73件



火災統計

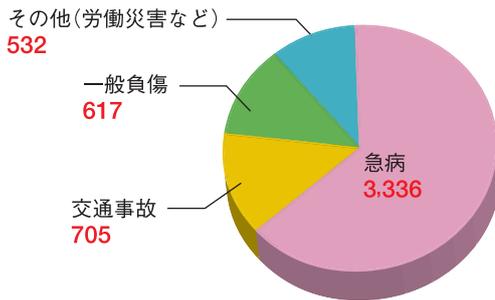
平成22年中の火災件数は、73件で前年に比べ19件の増加でした。これは約5日に1件の割合で火災が発生したことになります。

種別毎にみると、ゴミや枯草などが燃えた「その他の火災」が36件と全体の49%を占め、前年に比べ16件増加しました。次いで住宅などが燃えた「建物火災」が30件、車やバイクなどが燃えた「車両火災」が4件、山林や原野が燃えた「林野火災」が3件ありました。

火災による死傷者は、負傷者が7人で前年に比べ4人、死者は4人で前年に比べ2人、ともに増加しています。

出火原因別にみると、「放火」が12件で最も多く、次いで「たき火」が10件でした。種別毎の主な出火原因は、建物火災では「放火」が最も多く6件、その他の火災では「たき火」の9件となっています。

救急件数5,190件



救急統計

平成22年中の救急件数は、5,190件で前年に比べ19件の減少でした。これは、1日あたり約14件救急出場したことになります。また搬送人員は、4,960人で前年と比べ117人増加しました。

種別毎にみると、「急病」が3,336件で全体の約64%を占め、次いで交通事故が705件、ケガや骨折などの「一般負傷」が617件となっています。

傷病程度別搬送人員をみると、搬送人員4,960人のうち入院加療を必要とする方は2,451人で全体の約49%、残りの51%の方が入院加療を必要としない軽症患者の方でした。

市民の救命活動で助かった命

職場の同僚が突然倒れ、その場に居合わせた人達により直ちに119番通報、心肺蘇生法とAEDによる電気ショックが実施され、救急隊に引継ぎ搬送中に呼吸が再開、その後順調に回復し社会復帰した。これは一般市民による早い通報・応急手当、救急隊による処置、医療機関へ引き継ぐという、三者の連携で助かった事案です。

このように緊急の事態に遭遇した場合、適切な応急手当が実施できるように、日頃から応急手当に関する知識と技術を身につけておくことが大切です。

消防本部では、緊急時の対応策として、身近にいる人に出来る「応急手当」講習会を下記の内容で実施しています。

応急手当講習会内容

講習会の種類	受講時間	主な受講内容
救急講習(救急法)	1～2時間	・心肺蘇生法 ・ AED使用方法
普通救命講習 (Ⅰ・Ⅱ) (修了証交付)	Ⅰ:3時間 Ⅱ:4時間	・心肺蘇生法 ・ AED使用方法 ・止血法及び異物除去法
上級救命講習 (修了証交付)	8時間 (1日講習)	・上記救命講習の内容及びその他の応急手当
応急手当普及員養成講習 (認定証交付)	24時間 (数日間)	・上記内容をすべて受講し、応急手当普及員としての指導要領



【中国JRバス職員を対象とした普通救命講習】

※毎月第3木曜日(午後)に普通救命講習を行っています。
【お問い合わせ先 警防課 救急救命センター(21-6923)】



出雲市消防出初式

平成23年1月9日(日)、出雲ドームを会場に出雲市消防本部と出雲市消防団の合同により、平成23年消防出初式が挙行されました。

当日は消防職員130名、消防団員1265名が参加し、車両観閲、分列行進、通常点検を行いました。

式典では、消防団員の永年功労を称え、市長から市長表彰が、消防団長から団長功績章、団長功績章が授与されました。



貴重な文化財を守るために

1月26日は文化財防火デーです。これは、昭和24年1月26日に国宝の法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が焼損したことにより、大切な文化財を守ることを目的として、昭和30年に定められたものです。

全国各地で文化財保護を目的とした訓練が実施され、出雲市消防本部管内でも消防職員、団員が参加し、出雲大社において出雲大社職員、須佐神社において須佐神社自衛消防隊員などとともに、防火訓練を実施しました。



浜山あおい保育園幼年消防クラブへ 幼年用鼓笛隊セットを配備

出雲市消防本部少年女性防火委員会(会長 板倉優消防長)は、(財)日本防火協会の宝くじ助成事業により、幼年用鼓笛隊セットを購入し、浜山あおい保育園幼年消防クラブに配備しました。同クラブは、平成19年に結成され、幼年期からの防火意識の高揚を図っています。



【浜山あおい保育園幼年消防クラブ】



出雲市消防本部少年女性防火委員会へ 視聴覚資機材を配備

出雲市消防本部少年女性防火委員会(財)日本防火協会(会長 助成事業)により、視聴覚資機材を配備し、各防火クラブの研究等活用し、さらなる防火意識の向上を図ってまいります。



平成23年度 各種試験のお知らせ

試験種類区分	願書受付期間・試験日		試験種類	試験場所		
危険物取扱者	第1回	願書受付	4月13日(水)～4月26日(火)	甲種 乙種全類 丙種	松江・出雲・大田・浜田・益田・隠岐	
		試験日	6月12日(日)			
	第2回	願書受付	9月5日(月)～9月20日(火)		乙種全類	松江・出雲・大田・益田
		試験日	11月13日(日)			
	第3回	願書受付	9月5日(月)～9月20日(火)	乙種全類	松江・出雲・大田・益田・隠岐	
		試験日	11月20日(日)			
	第4回	願書受付	12月8日(木)～12月21日(水)	甲種 乙種	松江・浜田	
		試験日	2月5日(日)			
消防設備士	第1回	願書受付	6月30日(木)～7月14日(木)	松江		
		試験日	8月28日(日)			
第2回	願書受付	1月19日(木)～2月2日(木)	松江			
	試験日	3月18日(日)				

詳しいことは(財)消防試験研究センター島根支部(0852-27-5819)へお尋ねください。
なお、願書は最寄りの消防署に備えてあります。

お尋ねは

代表(電話 21-2119)(FAX21-8241)

- 消防総務課(電話 21-6920) ● 予防課(電話 21-6921) ● 警防課(電話 21-6923) ● 指令課(電話 21-6924)
- 出雲消防署(電話 21-6926) ● 出雲西消防署(電話 43-8119) ● 平田消防署(電話 63-5519) ● 大社消防署(電話 53-2373)
- 斐川消防署(電話 72-0800) ● 多伎分署(電話 86-2149) ● 佐田分署(電話 84-0915)

災害案内(電話 23-0119) ホームページアドレス <http://www.izumo119.or.jp>